

## 1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、全教職員はもとより、保護者や地域住民も含めて、いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことが重要である。

このため、世羅町として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「世羅町いじめ防止基本方針」を定め、国・県・町・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に

警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3 学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、発見することが難しいという特性を踏まえ、次に示す視点を中心として、各学校がいじめ防止等に体系的・計画的に取り組むことが重要である。

#### (1) いじめの未然防止

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。あわせて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。

これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、町、学校、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見、早期・組織対応

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から児童生徒理解に努め、アンケート調査に加え面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。児童生徒に係るささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するよう早期発見に取り組む。また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、校長のリーダーシップのもと、同法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核として、教職員が一丸となっていじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全

を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等（懲戒の適切な運用も含む）、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

児童生徒に対して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性に係る情報安全教育を充実させるとともに、不適切な利用に対して迅速かつ適切な指導を行う。

#### （３）児童生徒の主体的な活動の支援

児童会や生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進める等児童生徒の主体的な活動を支援する。

#### （４）家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協力する体制を構築する。

## 4 世羅町教育委員会におけるいじめ防止等に関する取組

世羅町教育委員会は、「世羅町いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

#### （１）いじめの防止等に係る組織

法第14条第1項によるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織を、世羅町教育相談担当者連携協議会とする。（別紙設置要綱参照）

また、法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として町教育委員会が行う場合は、条例の定めるところにより、世羅町いじめ問題調査委員会を調査組織とし、設置する。

「重大事態」の定義（法第28条第1項による）

「重大事態」とは次に掲げる場合を指す

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### （２）いじめ防止等に係る取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人権感覚を高め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、町教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

- エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行ったり、保護者等が、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制等について理解を深めたりすることができるように啓発活動を行う。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- キ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する調査研究及びその成果の普及を行う。
- ク 学校が学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合には、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が適切に行われることや、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ケ 教職員の児童生徒に対する指導においては、いじめの有無やその多寡のみを気に留めるのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見に努めることや、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組ができること等、必要な指導・助言を行う。
- コ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を速やかに講ずる。

## 5 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

### (2) いじめの防止等に係る組織

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織(「い

じめ防止委員会」)を設置し、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、人権感覚を養い豊かな情操を培う。

ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等、授業を通じて円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

オ 関係機関との連携を図り、児童生徒に対して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性について理解させる。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会を中心として、いじめの防止等のための主体的な活動ができるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 学校運営の改善

教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、業務改善を組織的に図り、学校マネジメントの改善を推進する。

(7) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(8) 重大事態発生時の対応

調査組織(プロジェクトチーム等)を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

## 6 重大事態への取組

- ア 重大事態が発生した場合、町内小中学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。
- イ 町教育委員会の判断により、調査組織を町内小中学校又は町教育委員会内に置き、調査する。また、調査結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- ウ 町内小中学校に調査組織を置く場合は、町教育委員会の指導助言のもとに調査を行い、その結果を町教育委員会に報告する。町教育委員会は、調査結果を町長に報告する。
- エ 町教育委員会に調査組織を置く場合は、町内小中学校とともに調査を行い、町長に報告する。
- オ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について適切に提供する。
- カ 町長が必要と判断した場合は、町長の附属機関が再調査を行い、町議会への報告を行う。また、再調査結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- キ 従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条に規定する重大事態に係る調査に並行して、町長による調査を行う場合もある。

## 7 「世羅町いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

「世羅町いじめ防止基本方針」は、世羅町ホームページ及び世羅町教育委員会ホームページで公表する。また、いじめの防止等の取組が、町の実情に即して機能し、より実効性の高いものとなるよう、必要に応じて「世羅町いじめ防止基本方針」の点検及び見直しを行う。